

議案第177号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項の表中「10,800円」を「2,030円」に改める。

第2条 川崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項中「、100分の7」を「100分の7、等々力緑地にあっては100分の10」に改める。

第6条第1項の表中

「

等々力緑地	釣池
-------	----

」

を

「

等々力緑地	釣池
	第1駐車場
	第2駐車場

」

第3駐車場

に改め、同条第2項の表中

<p>駐車場</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>午前0時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地におけ る入場につい ては、午前5 時から午後10 時まで)</p>	<p>なし</p>	<p>市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することができる。</p>
------------	----------------------------	---	-----------	---

を

「

駐車場 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前0時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地に設け る駐車場、第 1駐車場並び に第2駐車場 における入場 については、 午前5時から 午後10時まで)	なし	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができ る。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あっては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することがで きる。
--------------------------------	--------------------	---	----	---

」

に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

有料施設の使用料

種 別	専 用 使 用 料		個 人 使 用 料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
陸上競技場 (等々力緑地に設けるものを除く。)	1 回 (4時間以内)	910円		
野球場 (富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	1 箇所 1 回 (2時間以内)	2,540円		
野球場照明施設 (大師公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同 (1時間以内)	6,110円		
サッカー場 (等々力緑地に設けるものを除く。)	同 (2時間以内)	500円		
テニスコート (富士見公園、大師公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	1 面 1 回 (1時間以内)	760円		
水泳プール	1 箇所 1 回 (4時間以内)	18,330円	1 人 1 回	15歳以上の者 300円
				3歳以上15歳未満の者 (中100円学生を含む。)
野外音楽堂	1 回 (同)	6,350円		
備考 入場料その他これに類する料金 (以下「入場料等」という。) を				

徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。

第8条の2第3項の表中

野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）	1箇所 1回（2時間以内）	2,540円
---	------------------	--------

を

野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園		1箇所 1回（2時間以内）	2,540円
	等々力緑地	入場料等を徴収しない場合	1回（同）	11,500円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	69,000円
野球場照明施設	大師公園		同（1時間以内）	6,110円
	等々力緑地	1,000ルクス	同（同）	5,800円
		750ルクス	同（同）	4,300円
		500ルクス	同（同）	2,900円
		350ルクス	同（同）	2,000円

野球場 会議室	第 1	区画し ない場 合	同（4時間以内）	8,200円	
		区 画 す る 場 合	A区画	同（同）	4,100円
			B区画	同（同）	4,100円
	第 2		1箇所 1回（同）	1,700円	
野球場シャワー室			1箇所 1回	2,400円	
野球場ロッカー室			同	2,800円	
野球場 関係者 室	第 1		1回（4時間以内）	4,300円	
	第 2	区画し ない場 合	同（同）	3,000円	
		区 画 す る 場 合	A区画	同（同）	1,500円
			B区画	同（同）	1,500円
	第 3		1箇所 1回（同）	2,900円	
	第 4		同（同）	2,700円	
	第 5		1回（同）	1,600円	
屋内野球練習場			同（1時間以内）	1,000円	

に改め、同表球技場の項中「1回（1時間以内）」を「同（同）」に改め、

同表中

「

野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）			同（同）	6,110円
テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面（同） 1回	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	6,600円
	大師公園		同（同）	760円
テニスコート照明施設（富士見公園に設けるものに限る。）			同（同）	600円

を

「

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面（同） 1回	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	6,600円
	大師公園及び等々力緑地		同（同）	760円
テニスコート照明施設	富士見公園		同（同）	600円
	等々力緑地		同（同）	810円

に、

「

		普通自	1台	1時間まで	200円
--	--	-----	----	-------	------

駐車場	大師公園	動車	1回	超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
		中型自動車 大型自動車		超過時間30分までごとに	250円
	生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	300円
				超過時間30分までごとに	150円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	700円
				超過時間30分までごとに	350円
	富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円
	備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。				

を

「

陸上競技場（等々力緑地に設けるものに限る。）	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回（4時間以内）	26,480円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	158,880円
			1人	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳



	個人利用	1 回	未満の者（高校生を含む。） 100円	
陸上競技場照明施設	全点灯	1 回（1 時間以内）	103,880円	
	4 分の 3 点灯	同（同）	77,910円	
	2 分の 1 点灯	同（同）	51,940円	
	4 分の 1 点灯	同（同）	25,970円	
陸上競技場第 1 特別室	入場料等を徴収しない場合	1 箇所 1 回（4 時間以内）	18,330円	
	入場料等を徴収する場合	同（同）	109,980円	
陸上競技場第 2 特別室	入場料等を徴収しない場合	同（同）	6,110円	
	入場料等を徴収する場合	同（同）	36,660円	
陸上競技場第 3 特別室	第 1	入場料等を徴収しない場合	同（同）	13,240円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	79,440円
	第 2	入場料等を徴収しない場合	同（同）	6,110円
		入場料等を徴収する場合	同（同）	36,660円
陸上競技場第 4 特別室	入場料等を徴収しない場合	1 回（同）	24,440円	
	入場料等を徴収する場合	同（同）	146,640円	
第 1	区画しない場合	1 箇所 1 回（同）	6,110円	
	区画す A 区画	同（同）	4,070円	

陸上競技会場 議室		る 場 合	B 区画	同 (同)	1,010円
	第 2			同 (同)	4,070円
	第 3			同 (同)	1,010円
陸上競技場シ ャワー 室	第 1			1 箇所 1 回	3,050円
	第 2			同	710円
陸上競技場ロ ッカー 室	第 1			同	3,050円
	第 2			同	1,050円
陸上競技場関 係者室	第 1		区画し ない場 合	1 回 (4 時間以内)	10,180円
		区 画 す る 場 合	A 区画	同 (同)	6,110円
			B 区画	同 (同)	4,070円
	第 2			1 箇所 1 回 (同)	1,010円
陸上競技場練習室				同 (同)	4,070円
陸上競技場多 目的室	第 1		入場料 等を徴 収しな い場合	1 回 (同)	6,110円
			入場料 等を徴 収する 場合	同 (同)	36,660円
	第 2		入場料 等を徴 収しな い場合	同 (同)	2,030円
			入場料 等を徴 収する	同 (同)	12,180円

		場合			
陸上競技場放送室			同（同）		3,050円
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室			1箇所 1回（同）		6,110円
陸上競技場大型映像装置			1箇所 1日 1回		50,920円
陸上競技場写真判定室			1日 1回		18,330円
補助競技場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回（4時間以内）		5,090円
		入場料等を徴収する場合	同（同）		30,540円
	個人利用		1人 1回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	
運動広場			1回（1時間以内）		1,010円
サッカー場（等々力緑地に設けるものに限る。）			1箇所 1回（2時間以内）		2,540円
サッカー場照明施設			同（1時間以内）		1,520円
釣池			1人 1回	15歳以上の者 760円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円	
大 師 公 園 及 び 等 々 力 緑 地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円	
			超過時間30分までごとに	100円	
	準中型自動車	1台	1時間まで	500円	

駐車場 (等々力緑地 には、第1駐 車場、第2駐 車場及び第3 駐車場)		中型自 動車 大型自 動車	1回	超過時間30分までごとに	250円
	生田緑 地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	300円
				超過時間30分までごとに	150円
		準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車	1台 1回	1時間まで	700円
				超過時間30分までごとに	350円
	富士見 公園	普通自 動車	1台 1回	20分までごとに	100円
準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車		1台 1回	20分までごとに	400円	

備考

- アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の入場料等を徴収しない場合における金額欄に掲げる額に当該有料施設の当該入場料等の収入総額に100分の10以内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の種類欄に掲げる額に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。
- 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,090円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき100円とする。

4 20人以上の団体が釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の金額欄に掲げる額の8割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

##### （川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第8条の2第3項の表の改正規定中「11,000円」を「2,030円」に改める。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

等々力緑地に公園施設として設ける建築物の建築面積の特例を定めること、等々力緑地の駐車場を有料で利用させる公園施設とすること、等々力緑地の管理を指定管理者に行わせ、及び等々力緑地の公園施設に利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。